

## 役員等の報酬等の支給の基準

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人聖心女子学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者（学長・副学長・校長および理事長以外の聖心会会員を除く。）をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員及び評議員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| (1) 常勤の役員   | 報酬、賞与、及び退職慰労金 |
| (2) 非常勤の役員  | 無報酬           |
| (3) 常勤の評議員  | 無報酬           |
| (4) 非常勤の評議員 | 無報酬           |

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬別表第1に定める額
- (2) 賞与別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金別表第3に定める算式により算出される額

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬毎月20日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業1に支払うものとする。）

(2) 賞与毎年6月及び12月

(3) 退職慰労金任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込ることができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50円以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条の第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1. この規程は、令和2年4月1日より施行する。

2. この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬月額
(1) 理事長	850,000 円
(2) 副理事長	810,000 円
(3) 専務理事	810,000 円
(4) 常務理事	810,000 円
(5) 理事	730,000 円
(6) 監事	730,000 円

※役員が法人内において管理職等を兼務する場合には、法人職員における調整手当相当分として、上記報酬月額に12%を乗じた額を別途支給する。

別表第2 (常勤の役員の賞与)

6月の賞与	(報酬月額+調整手当相当分) X2.5 か月分
12月の賞与	(報酬月額+調整手当相当分) X2.5 か月分

別表第3 (常勤の役員の退職金慰労金算定式)

最終報酬月額 (調整手当相当分鳳含まない) X 在任期間
------------------------------

なお、在任期間は、1か年単位とし、1か年未満の端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。